

# 医療機関等の受診には マイナンバー カード!

顔認証つきカードリーダー等の医療機関・薬局への導入が  
**原則義務化**されました。医療機関等への受診は、  
ぜひマイナンバーカードをご利用ください。



令和5年4月から

令和6年秋から

より多くの医療機関等で  
**マイナンバーカードでの受診が可能に**

このステッカーを貼っている  
医療機関・薬局で利用可能です!



健康保険証が廃止となり、  
**マイナンバーカードでの受診が基本に**



## マイナンバーカードで受診するメリット

**安心** よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。  
※本人が同意した場合のみ。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少。  
※本人が同意した場合のみ。
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。

**便利** 各種手続きも便利・簡単に!

- マイナポータルで医療費通知情報入手でき医療費控除の確定申告が簡単。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。  
※新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です。
- 高齢受給者証の持参もなくなります。

## マイナンバーカードでの医療機関・薬局の受付方法

マイナンバーカードは**毎回**受診時に持参して受付します!



## マイナンバーカードで受診するための準備

**1** マイナンバーカードがない方はマイナンバーカードを取得



**2** マイナンバーカードがある方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

